

令和元年定例第3回市議会会議録(第1日)

令和元年9月10日午前9時30分定例第3回市議会をみやま市役所議場に招集した。

1. 応招議員は次のとおりである。

1番	河野	一仁	9番	上津原	博
2番	森	弘子	10番	荒巻	隆伸
3番	村上	義徳	11番	壇	康夫
4番	奥菌	由美子	12番	中尾	眞智子
5番	吉原	政宏	13番	中島	一博
6番	末吉	達二郎	14番	宮本	五市
7番	古賀	義教	15番	牛嶋	利三
8番	前原	武美	16番	瀬口	健

2. 不応招議員は次のとおりである。

なし

3. 出席議員は次のとおりである。

出席議員は応招議員と同じである。

4. 欠席議員は次のとおりである。

欠席議員は不応招議員と同じである。

5. 本会議の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	田中裕樹	係長	堤和美
参与	馬場洋輝	書記	大木新介

6. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

市長	松嶋盛人	健康づくり課長	田中聡美
副市長	宮寄敬介	環境衛生課長	松尾和久
教育長	待鳥博人	農林水産課長	宮崎眞一
監査委員	平井常雄	商工観光課長	岡俊幸
総務部長	西山俊英	上下水道課長	甲斐田裕士
保健福祉部長	松尾博	学校教育課長	藤吉裕治
市民部長 兼市民課長	築地原良太	行政委員会事務局長	盛田勝徳
環境経済部長	坂田良二	総務課長補佐 兼人事係長	平川貞雄
建設都市部長	富重巧齊	市民課住民係長	大石由美子
教育部長	野田圭一郎	上下水道課庶務係 上水道担当係長	今村武彦
消防長	北嶋俊治	上下水道課上水道係長	松尾友博
総務課長	椛嶋晋治	消防本部総務課長	宮本一久
財政課長	木村勝幸	消防本部総務課長 補佐兼庶務係長	石橋和也
企画振興課長	堤則勝	消防本部予防課長	境靖彦
財政課長補佐 兼財政係長	大坪康春	消防本部予防課長 補佐兼指導係長	岡崇洋
福祉事務所長	木村加代子	消防本部総務課 消防団係長	佐田和明

7. 付議事件は、次のとおりである。

- (1) 会期の決定について
- (2) 会議録署名議員の指名について
- (3) 監査報告について（例月出納検査）
- (4) 請願・陳情付託の報告について
- (5) みやま市選挙管理委員の選挙
- (6) みやま市選挙管理委員補充員の選挙
- (7) 議案一括上程
- (8) 提案理由説明
- (9) 認定第1号 平成30年度みやま市水道事業剰余金の処分及び決算の認定について
- (10) 議案第42号 みやま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- (11) 議案第43号 みやま市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- (12) 議案第44号 みやま市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (13) 議案第45号 みやま市戸別浄化槽整備条例の一部を改正する条例の制定について
- (14) 議案第46号 みやま市消防手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- (15) 議案第47号 みやま市消防団に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (16) 議案第48号 令和元年度みやま市一般会計補正予算（第4号）
- (17) 議案第49号 令和元年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

午前9時30分 開会

○議長（瀬口 健君）

ただいまから令和元年定例第3回市議会を開会します。

これより直ちに会議を開きます。15番牛嶋利三君。

○15番（牛嶋利三君）

今、開会の宣言が行われたところでございますけれども、早速ただいまから20日までの11日間にわたっての令和元年定例第3回のみやま市議会が開催をされるわけでございます。そ

のような中、瀬口議員にあらましましては、現在、8月30日付をもちまして、政治倫理審査会のほうへ審査請求がなされております。その結果が待たれるところでございますけれども、現在、みやま市内外におきまして、世間のうわさの渦中となっておるわけでございます。瀬口議長がそのような中での議長席に居座るということであれば、正常な議会運営に支障を来しかねない、あるいは混乱すると思われるわけでございます。したがいまして、休憩をとっていただき、議会運営委員会を開催いただきながら、その対策、対応を御協議願いたい、そのように思っておるところでございます。

なお、議会運営委員会におかれましては、委員長が前原委員長というようなことでございます。先月の8日が臨時会というようなことで、早速9日の日の全員協議会におきまして、それぞれの所管する3つの常任委員会、あるいは議会運営委員会、それから一部事務組合等々、広報委員会も含めて協議がなされ、それぞれの所管するところへそれぞれの議員がつかれたわけでございますが、聞くところによりますと、そのようなポジション争いと申しますか、そういう中でのそれぞれの希望する委員会、あるいは議会運営委員会、そのような中へ赴かれたという経緯があるわけでございますが、特に議会運営委員会におきましては、荒巻議員、そしてまた前原議員、委員長候補というようなところで、なかなか難儀があったというようなことも聞いております。そうしたところを加味いただいて、御協議いただくというようなことでございますが、とりわけお手盛りとならないような審議をお願いしてまいりたい。

なお、その渦中にある議長でございますが、当然議会運営委員会にはオブザーバーとしても、あるいは諮問をかける側としても出席をいただくわけでございますが、今回のこの議会運営委員会の中には出席をいただかない、そのような中でのぴしっとした協議をやっていただく、そのようなことを望んでおりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（瀬口 健君）

今、牛嶋議員のほうから申し出がありました。大体、通知があっているところでは、議会運営委員会は本日の終了後にするというような報告を受けているところでございますが、今、話の内容では、私のこと、今ここに議長席におるといことが問題になっているというようなことでございますので、直ちに休憩に落として、4役会議でよかですか、正副議長、議会運営委員会委員長、副委員長の4役会議を開きたいと思っておりますので、以上でいいですか。

（「議会運営委員会ではなかですか。4役会議じゃなくて議会運営委員会」と呼ぶ者あり）15番牛嶋利三君。

○15番（牛嶋利三君）

今、中島議員のほうからも付記するような御意見があっておりますけれども、私の要望は議会運営委員会の開催をお願いしたい。なお、この議会運営委員会の中には議長は含まれない、入室いただかないというようなことでの御協議をお願いしておるわけですよ。4役会議とは申しておりません。

以上でございます。

○議長（瀬口 健君）

今までの経験から、事務局のほうも言いようですが、議会運営委員会を開く前に4役会議を開くのが普通でしょうというような御意見を今賜っておりますが、どうでございますか。15番牛嶋利三君。

○15番（牛嶋利三君）

くれぐれも申し上げておきますが、傍聴者もこのことについては随分と御心配いただきながらの傍聴だと思っております。ですから、それは今、議長もおっしゃるように、4役会議でというようなことであれば、それも結構かと思えます。

余談になりますけれども、私も長く議長を務めさせていただいておりますが、4役会議でもってその後の協議を議会運営委員会とやった経緯はございません。そういうことでございます。

○議長（瀬口 健君）

こういう場合の議会運営委員会を開くという前に4役会議を開くということが普通だそうでございますが、今の申し出のとおり、議会運営委員会は大体これが終わってからやるということで申し入れを副議長のほうにも、私のほうにもそれをいただいておりますので、その前にやるということになれば、それはそれで私のほうはいいと思えますが、どうでございますか。（「お願いします」と呼ぶ者あり）

ほかの方の御意見はございませんでしょうかね。11番壇康夫君。

○11番（壇 康夫君）

本件、牛嶋議員がおっしゃっていることは、まだ審査会に出たというのは、私たちが耳にしておりません。だから、粛々と議会を進めていただきたいと思います。

○議長（瀬口 健君）

15番牛嶋利三君。

○15番（牛嶋利三君）

ちょっと待たんですか。あなた、8月30日に提出しますということで、それは報告しとっじゃないですか、全員協議会の中で。だから……（「出たということは知りません」と呼ぶ者あり）出すと言ったじゃないですか。だから、皆さんに対して……

○議長（瀬口 健君）

静かに討論をやっていただけませんかでしょうか。

○15番（牛嶋利三君） 続

署名する用紙も各それぞれの控え室に置いとるでしょうが。話もしたじゃないですか。何ば言いよつですか。あなたも議長までした人間でしょうが。何ば言いよつとですか。

○議長（瀬口 健君）

6番末吉達二郎君。

○6番（末吉達二郎君）

私は開くのに賛成、反対じゃなくて、2人の言い合いになるよりも議長できちっと整理して、議長許可のもと、それをやってもらわんと、わからんですね。それをお願いします。

○議長（瀬口 健君）

それはやりますよ。

そしたら、議会運営委員会を開くようにいたしますので、委員長のほう、よろしくお願ひしたいと思いますが、いかがですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）よございますか。そしたら、休憩に落とします。

午前9時39分 休憩

午前10時18分 再開

○議長（瀬口 健君）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

15番牛嶋利三君。

○15番（牛嶋利三君）

先ほど来、休憩を入れていただいて、議運を開催いただいた。その結果を全員協議会に結果報告ということで、前原委員長のほうから議運の中の結果報告をいただきました。

その結果としては、私の発言そのものが要請だというようなことでの結果報告をいただいたわけですね。ですから、このことについては、動議というようなことで訂正をさせていただくと、そのように考えております。

内容といたしまして、この要旨を改めて再び申し上げるのか、そこのところをお尋ねいたします。

○議長（瀬口 健君）

ただいま牛嶋議員のほうから動議という取り扱いをせよということでございますので、動議の内容、私、議長を不信任とするのか、ほかにも幾つかあると思うんですが、それを明確にさせていただきたいというふうに思います。15番牛嶋利三君。

○15番（牛嶋利三君）

まずもって、議会運営委員会を開催されとるから、委員長報告やらはせんでいいとですか。

○議長（瀬口 健君）

今、諮りましたところ、全員協議会の中でその結果報告をやったということのようでございますので、それがぜひここでやらにやいかんということやったらもちろんやりますけど、そういうふうな事務局のほうからは話は伺っておりませんので、進めていっているところでございます。そういう中で、今、動議が出ておりますので、その動議の明確なところ、これをひとつよろしくお願いします。15番牛嶋利三君。

○15番（牛嶋利三君）

それでは、再び同じような内容になりますが、動議の要旨というようなことで、先ほど来、議長においての開会の宣言がなされております。きょうから20日までの11日間にわたっての令和元年第3回みやま市議会の定例会が開催されるわけでございます。瀬口議員にありましては、現在、8月30日付で政治倫理審査会への審査請求がなされております。そのことについては、当然、副議長、そしてまた議長も決裁をされておるわけですから、御案内のとおりでございますけれども、その審査の結果につきまして、90日間というような日にちが持たれておりますけれども、そのことは言うに及ばず、何回も政治倫理審査会を開いていただく必要性もない、そのように思っておるところでございますけれども、まさに現在、みやま市内外におきまして、このことにかかわるみやま市議会議長のうわさが大変立ち上っておるところでございます。そのような中、瀬口議長が議長席に居座られながらの議会の進行というようなことであれば、正常な議会運営に支障を来す、あるいは混乱すると思われるところでござ

ざいます。

そのことで、先ほど来、休憩をとっていただいていたの議会運営委員会を開催いただいておりますが、まさに同じようなことで大変申しわけございませんけれども、このことに対する審査結果は要請というようなことでの判断を下されたということでございます。したがって、改めて動議というようなことでございますが、議長に対する議長不信任とかではなくて、一般質問等々もあしたから展開されるわけでございます。ちなみに、私はあさっての2番目に通告をして一般質問の発言の時間をいただいておりますので、そうした中でもるるお話をさせていただくということでございますけれども、瀬口議長が議長席に居座られて進行するというようなことに対しての御遠慮をお願いしたいというようなことで、その動議を出させていただくというようなことで終わらせていただきたい、このように思っております。

以上です。（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬口 健君）

ただいまのことは、議長不信任案ということに捉えてよございませうか。15番牛嶋利三君。

○15番（牛嶋利三君）

議長不信任ではないですよ。議長不信任じゃなくして、議長不信任で終われば、それで一件落着という問題じゃないとですよ、この問題は。だから、議長不信任じゃなくして、議員辞職というようなことで、これを改めてやらせていただきますので、きょうは議長席からの排除というようなことでお願いします。

○議長（瀬口 健君）

事務局もちょっと混乱しておるようでございますので、よかったですらもう一度御説明をお願いしたいと思います。15番牛嶋利三君。

○15番（牛嶋利三君）

議長不信任とかということじゃないち申し上げよとですよ。この議長席からの排除でお願いしたいということです。副議長が、事故あるときに代理議長を務められるじゃないですか。そのことをお願いしよとですよ。

○議長（瀬口 健君）

ここからの私の排除ということですか。（「16番があるとですから」と呼ぶ者あり）それはわかっておりますよ。15番牛嶋利三君。

○15番（牛嶋利三君）

16番の議長の席はあるとですよ。だから、総務委員会あたりもこの間から開催いただいて、恐らく次の例月全員協議会のほうで報告があるかと思えますけれども、早速30日の全協終了後、私のほうからもお願いしたところがございますが、議会運営委員会、あるいは総務常任委員会、そうしたところでの協議がいかになったかという質問をしたと思えます。その日も早速委員会を開催されたということでございますが、これは政倫審に請求しておりますから、その結果を待つての行動を起こすというようなことを聞き及んでおります。ですから、同じような関連で、議長席から御辞退いただいて、自席からの議会の運営というようなことでお願いしてまいりたいと思えます。

○議長（瀬口 健君）

そしたら、今回の動議というのは、議長席を外せというような動議で、その次にまた動議を出されて、議員辞職勧告の動議ということで考えてよろございますか。（「はい」と呼ぶ者あり）

そしたら、今のことについて賛成の方は手を挙げてください。

〔賛成者挙手〕

○議長（瀬口 健君）

そしたら、この動議に対して2人以上の賛成者がございますので、成立をいたします。

ここで暫時休憩をいたします。

午前10時26分 休憩

午前10時52分 再開

○議長（瀬口 健君）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

休憩前に議長への動議が出されました。その件について、前原議会運営委員長にその議会運営委員会での内容について説明をお願いいたします。

○議会運営委員長（前原武美君）（登壇）

ただいま議長からありました動議の件につきまして、議会運営委員会を先ほど開催いたしました。その結果を報告いたします。

先ほどの議長の件でございますが、このことにつきましては、副議長への議事進行の動議であったかと思われます。その中で、議長がおられるという分を調査した結果、議長が事故があったとき、または欠けたときということでございまして、議会運営委員会では規則、地方

自治法に照らし合わせました結果、議題としてはなり得ないということを決定したものでございます。

以上、報告を終わります。（傍聴席で拍手する者あり）（「議長、委員長報告に対しての質疑よろしいですか」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬口 健君）

15番牛嶋利三君。

○15番（牛嶋利三君）

まずもって、傍聴席からの拍手等々はかたく……（傍聴席で拍手する者あり）うるさい、あなたたちは。ちゃんと物を言いたければ、議会に4年に1回の全部の市民の皆さんの信託を受けて議会に来て物を言いなさい。（傍聴席で発言する者あり）太か声で、黙ったときなさい、あんたたちは。

委員長の報告に対する質疑を行いますが、これは副議長でなければいけない、事故があるときというようなことでの副議長進行というようなことですよね。そしたら、議長にお尋ねしますが、まさに8月9日、第1回の懇談会の席上、私が政治倫理に照らせば、これは政治倫理違反じゃないかというようなことでお示しをさせていただいておりますが、このことについては、瀬口議長、お認めいただいておりますよ。

○議長（瀬口 健君）

いや、ちょっと待ってくださいよ。

○15番（牛嶋利三君）続

認めたじゃないですか。

○議長（瀬口 健君）

いえいえ、そういう勝手なことを言ってもらっちゃ困るですよ。認めてはいないですよ。

○15番（牛嶋利三君）続

みんな聞いてあつですよ。

○議長（瀬口 健君）

1,000千円いただきましたというのは認めております。そしたら、政治倫理審査会への提出をしますということやったから、それは認めますよと、認めておりますよ。

○15番（牛嶋利三君）続

いただいたということを認められたということ、それはおたくも認めているじゃないです

か。もうちょっとですね。

○議長（瀬口 健君）

それが違反ということを認めておるわけじゃないですよ。（発言する者あり）

○15番（牛嶋利三君） 続

おかしいでしょうが。議長、政治倫理に違反するかどうかは、第3条ですから書いてあるじゃないですか。そういう疑惑を持たれる、そのことに対しては本人がみずからそうした疑惑の払拭に当たって努めていかにかいかんとしてあるでしょう。あんた居座って、ここに議会進行するというようなことですか。どうですか。混乱しますよと、だから、そういうことでいいのですかと。あなたみずからが決めることじゃないとですか。

○議長（瀬口 健君）

私はこの議会運営に対して議会運営委員会等々の判断によって、いろんなことによって進めてまいりたいというふうに思っておりますので、先ほど議会運営委員長が申し上げましたとおりに、私はこの議事を粛々と進めさせていただきたいと思っております。（傍聴席で拍手する者あり）（「何ですか、これは。議会になつたらんじゃないですか」と呼ぶ者あり）
15番牛嶋利三君。

○15番（牛嶋利三君）

傍聴席あたりから拍手が起こったりなんたり、どげんなつとですか、傍聴規程は。議長がここの議場を全部整理せにかいかんとですよ。でけんでおつとですか。そういうふうなことから改めてくださいよ。あなたそのものが今こういった疑惑の渦中にある本人ですよ。全国の皆さんがちゃんとインターネット等々を通じた議会の様子を見てあると思います。私たち、あなた含めて16名の議員が全く地方自治法そのものを理解しとらんというようなことで笑われるですよ。それででもあなたは議長席に居座って進行するということですか。

○議長（瀬口 健君）

私は議会運営委員会の判断をもとにやっていきたいと思っております。そういうことでございます。

傍聴席の方もお静かにしていただければ非常に助かります。

また、牛嶋議員におかれましても、声を荒らげたり、そういうことをなさらないようにひとつお願いをいたします。15番牛嶋利三君。

○15番（牛嶋利三君）

声は大体太かですよ。声の太かけんがですね、そこんにき来とる傍聴席へ、以前議員しよった人たちが私ば告訴したりしとっとですたい。全部不起訴ですよ、こげなっでん。

議会の秩序、雰囲気そのものをあなたが統一できん議長じゃつまらんですよ。拍手が起きよる、何ですか、これは。

○議長（瀬口 健君）

だから、今申し上げたとおりでございます。

ほかに御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬口 健君）

そしたら、この議案に沿って進めさせていただきたいと思います。15番牛嶋利三君。

○15番（牛嶋利三君）

私、冒頭にお話しさせていただいておるように、大変失礼な話ですが、瀬口議長のもとでの市議会の審議はでけん。だから、退席します。

〔牛嶋利三議員退場〕

日程第1 会期の決定について

○議長（瀬口 健君）

では、日程第1. 会期の決定についてとして取り扱っていきたいと思います。

本件は、先日の議会運営委員会において協議をしていただいておりますので、委員長の報告を求めます。前原議会運営委員長。

○議会運営委員長（前原武美君）（登壇）

それでは、議会運営委員会委員長報告をいたします。

令和元年第3回定例会の運営につきまして、8月30日に議会運営委員会を開催いたしましたところでございます。その内容について御報告を申し上げます。

第1に、本会議に付議されました案件は、認定1件、議案8件でございます。

第2に、本会議の開催は本日9月10日から9月20日までの11日間といたします。

第3に、その日程でございますが、日程につきましては既に皆様方に資料を配付いたしておりますので、御参照方お願い申し上げます。

第4に、審議方法について申し上げます。

請願、陳情につきましては、請願第2号は総務常任委員会に、請願第3号は文教厚生常任

委員会に、陳情第7号は総務常任委員会に付託いたします。

認定第1号につきましては、産業建設常任委員会に付託いたします。

次に、議案第42号、議案第43号、議案第46号及び議案第47号の4件につきましては、総務常任委員会に付託いたします。

議案第44号につきましては、文教厚生常任委員会付託いたします。

議案第45号につきましては、産業建設常任委員会付託いたします。

議案第48号及び議案第49号の2件につきましては、全体審議いたします。

以上、議会運営委員会の決定の報告を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（瀬口 健君）

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月20日までの11日間としたいと思います。御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬口 健君）

異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月20日までの11日間と決定をいたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名について

○議長（瀬口 健君）

日程第2. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定によりまして3番村上義徳君、4番奥藪由美子君、両名を指名いたします。

日程第3 監査報告について（例月出納検査）

○議長（瀬口 健君）

日程第3. 監査報告について、監査委員の報告を求めます。平井監査委員。

○監査委員（平井常雄君）（登壇）

改めておはようございます。それでは、例月出納検査の結果について御報告を申し上げます。

地方自治法第235条の2第1項の規定により例月出納検査を行いましたので、同条第3項の規定により、その結果を次のとおり御報告を申し上げます。

検査の対象といたしましては、みやま市の一般会計、特別会計及び公営企業会計に属する

出納状況でございます。

検査の時期といたしましては、平成31年4月分を令和元年5月27日、令和元年5月分を6月21日、6月分を7月26日に実施をいたしました。

その検査の結果、現金の出納及び保管につきましては、各月末現在におけるところの各会計別歳出簿の現金額は、指定金融機関残高表及び支払証憑書類、その他関係諸帳簿と照合いたしました結果、何ら指摘事項、非違事項も認められず、全て適正に処理をされておりました。

以上、御報告を終わります。

日程第4 請願・陳情付託の報告について

○議長（瀬口 健君）

日程第4. 請願・陳情付託の報告について、請願第2号 西暦と元号の併記に関する請願について、紹介議員の説明を求めます。9番上津原博君。

○9番（上津原 博君）

今回の請願の説明であります。西暦と元号の併記に関する請願であります。

これは冒頭でありますけれども、決して元号制を反対するという立場に立った請願ではないということを申し添えておきたいというふうに思います。

今現在、みやま市においても外国人の方々等もいらっしゃるということで、今後ますます就労の場を含めてふえてくるというような状況、あるいは観光客も含め、今、みやま市においては、ここに書いてありますとおり、オルレ等も開催がされているという状況の中で、令和だけの表記よりも西暦も一緒に併記をしていただき、あらゆる申請書等を優しい分でもできるというふうに思っておりますので、何とぞみやま市の発行する関係する申請書、あるいは広報等含めて、西暦と元号の併記をお願いしたいという請願であります。これに基づき、県あるいは国に対しても同じような趣旨で意見書を出していただきたいというふうな請願になっております。どうか皆様方の御理解を賜り、議決いただきますようよろしくお願いいたしますというふうに思います。

○議長（瀬口 健君）

ただいまの請願第2号は総務常任委員会に付託をいたします。

次いで請願第3号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための2020年度政府予算に係る意見書採択の要請について、紹介議員の説明を求めます。9番上

津原博君。

○9番（上津原 博君）

この請願については、毎年行っているという状況かというふうに思っております。理由としては、小泉政権下において負担率が2分の1から3分の1に下げられた、この分については毎年各地方から請願があつておりますけれども、なかなか国の制度として改正がなっていないというふうに思っております。もちろん、この教育費の分については、やはりみやま市の宝、あるいは国民の宝とも思える子供たちの健全育成に対する教職員の配置を含めてしていただきたいというふうに思っております。

あと、みやま市においても、やはり教育費についてはかなり大きな負担を強いられているような現状もあるかなというふうに思いますけれども、やはりこの教育費と充実した環境を整えていただき、よりよい教育環境を目指すような教育費負担の請願になっているというふうに思っております。

そして、あと2点目においては、今、働き方改革と言われておりますけれども、現在、教職員の労働実態を含めて大変厳しいような状況もあるというふうに伺っております。ぜひともこれについても国のほうの指導のもと、きっちりとした教職員の労働時間等含めた教育改革をお願いしたいというふうに思っております。

それと、まず第1点目の分でありますけれども、やはり全国的に教職員の配置含めて、財政が厳しいような地方においては、教職員の配置を含めてかなり厳しいような状況もあるというふうに伺っておりますので、この教職員の配置も充実させていただきながら、均衡ある教育環境をぜひとも整えていただきたい。格差があつてはならない教育課題というふうに思いますので、どうか皆様方の御理解をいただきながら、国に対する意見書を出していただきたいというふうによろしく申し上げます。

○議長（瀬口 健君）

ただいまの請願第3号は文教厚生常任委員会に付託をいたします。

陳情第7号 天皇陛下御即位奉祝賀詞決議に関する陳情書は総務常任委員会に付託をいたします。

日程第5 みやま市選挙管理委員の選挙

○議長（瀬口 健君）

日程第5. みやま市選挙管理委員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思っております。御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬口 健君）

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定をいたしました。

お諮りをいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思っております。御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬口 健君）

異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定をいたしました。

選挙管理委員に阿部平君、高尾和広君、坂井修君、朝日律香君を指名いたします。

お諮りをいたします。ただいま議長が指名した方を選挙管理委員の当選人と定めることに御異議ございませんでしょうか。（「議長、ちょっとお尋ねしたいことがあるんですけど、よろしいですか」と呼ぶ者あり）11番壇康夫君。

○11番（壇 康夫君）

執行部からいただいた、選挙管理委員長から出ている任期満了の通知書類、8月23日付ですけど、これに資料としてくっついている高尾和広さん、昭和51年に大学を卒業されていますけど、職歴の入社が昭和50年4月になっているんですよね。学生時代から入社されていたんですか。ちょっとここだけ確認したくて。日付がテレコになっているから。わかります、言っている意味。

○議長（瀬口 健君）

西山総務部長。

○総務部長（西山俊英君）

済みません、行政委員会事務局のほうの選挙管理委員会のほうから、その資料は提出されていると思います。それで、今おっしゃられた件につきましては確認させていただくということで、まずはよろしいでしょうか。

○議長（瀬口 健君）

11番壇康夫君。

○11番（壇 康夫君）

ただ、結論を出す前に確認しとってもらったほうがよくないですか。

○議長（瀬口 健君）

西山総務部長。

○総務部長（西山俊英君）

今、確認いたします。

○議長（瀬口 健君）

ちょっと待ってください。今、確認中でございますので、しばらくお待ちください。ここで暫時休憩をいたします。

午前11時15分 休憩

午前11時18分 再開

○議長（瀬口 健君）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

盛田行政委員会事務局長。

○行政委員会事務局長（盛田勝徳君）

ただいま壇議員のほうからお話があった件につきまして、一応本人さんのほうに確認したら、自分は昭和50年3月にサニーに入社しておったということで、その中で大学に行っておったということでお話がありました。（「そしたら、入社したまま大学に行っていた」と呼ぶ者あり）会社員の段階で大学のほうにも行っておったということで御報告を受けましたので、一応御報告いたします。

以上でございます。

○議長（瀬口 健君）

よございますか。

再度申し上げます。お諮りをいたします。ただいま議長が指名をいたしました方を選挙管理委員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬口 健君）

異議なしと認めます。よって、ただいま指名をいたしました阿部平君、高尾和広君、坂井修君、朝日律香君が選挙管理委員に当選をされました。

日程第6 みやま市選挙管理委員補充員の選挙

○議長（瀬口 健君）

日程第6．みやま市選挙管理委員補充員の選挙を行います。

お諮りをいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬口 健君）

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定をいたしました。

お諮りをいたします。指名の方法については、議長が指名することとしたいと思えます。御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬口 健君）

異議なしと認めます。よって、議長が指名をすることに決定をいたしました。

選挙管理委員補充員に舟木長子君、福山秋義君、桑野セツ子君、吉開忠文君を指名いたします。

お諮りをいたします。ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬口 健君）

異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました舟木長子君、福山秋義君、桑野セツ子君、吉開忠文君が選挙管理委員補充員に当選をされました。

次に、補充の順序についてお諮りをいたします。補充の順序につきましては、ただいま議長が指名しました順序にしたいと思えます。御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬口 健君）

異議なしと認めます。よって、補充の順序はただいま議長が指名しました順序にて決定をいたしました。

日程第7 議案一括上程

○議長（瀬口 健君）

日程第7．議案の一括上程を行います。

認定第1号の1件、議案第42号から第49号までの8件を一括議題といたします。

日程第8 提案理由説明

○議長（瀬口 健君）

日程第8. 市長の提案理由の説明を求めます。松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

皆様こんにちは。本日、ここに令和元年第3回みやま市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私とも御多用の中、御出席を賜り、まことにありがとうございます。厚く御礼申し上げます。

さて、本議会に御提案いたします議案につきまして、御説明申し上げます。

今議会に提案し、御審議をお願いいたします案件は、お手元に配付しております認定第1号 平成30年度みやま市水道事業剰余金の処分及び決算の認定についてから議案第49号 令和元年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）までの9件でございます。

まず、認定第1号 平成30年度みやま市水道事業剰余金の処分及び決算の認定につきましては、地方公営企業法第32条第2項の規定により、平成30年度決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書案のとおり処分することについて、議会の議決と、あわせて同法第30条第4項の規定により提出する決算について、議会の認定をお願いするものでございます。

次に、議案第42号 みやま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定につきましては、会計年度任用職員制度の導入に伴い、該当する職員に関する給与その他の給付に関し、必要な事項を定めるため、条例を制定するものでございます。

次に、議案第43号 みやま市印鑑条例の一部を改正する条例の制定につきましては、住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、印鑑登録証明事務に変更が生じますことから、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第44号 みやま市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴い、条例を改正するものでございます。

次に、議案第45号 みやま市戸別浄化槽整備条例の一部を改正する条例の制定につきましては、少人数でお住まいの高齢者世帯の負担を軽減するとともに、戸別浄化槽の維持管理の多様化を図るため、条例を改正するものでございます。

次に、議案第46号 みやま市消防手数料条例の一部を改正する条例の制定につきましては、消費税及び地方消費税の税率の引き上げにより、地方公共団体の手数料の標準に関する政令が一部改正になることから、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第47号 みやま市消防団に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が公布されたことに伴い、成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る所要の改正を行うため、条例を改正するものでございます。

議案第48号及び議案第49号につきましては、本年度予算の補正をお願いするものでございます。

今回の一般会計の補正予算は、令和2年度着工予定である、下庄放課後児童クラブ施設の増築のための設計委託料を追加いたしております。

また、活力ある高収益型園芸産地育成事業や産地パワーアップ事業など、農業分野への補助金のほか、学校ネットワークシステムの構築のための経費等を計上いたしております。

次に、介護保険事業につきましては、地域支援事業費等の前年度精算による国等への返還金を計上いたしております。

なお、各議案等の詳細につきましては、後ほど担当より御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

以上が今議会に提案いたしております議案でございます。よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

日程第9 認定第1号

○議長（瀬口 健君）

日程第9．認定第1号 平成30年度みやま市水道事業剰余金の処分及び決算の認定について、提案理由の説明を求めます。甲斐田上下水道課長。

○上下水道課長（甲斐田裕士君）（登壇）

改めましてこんにちは。認定第1号 平成30年度みやま市水道事業剰余金の処分及び決算の認定について、提案理由の御説明を申し上げます。

では、事前に差し上げておりました平成30年度みやま市水道会計決算書をごらんください。なお、決算数値につきましては、端数を切り捨て、万単位で申し上げますので、よろしく

お願いいたします。

まず、決算書の15、16ページをごらんください。

収益的収入及び支出につきましては、消費税抜きの金額で、15ページ下段にあります収益合計は524,870千円、16ページ下段の費用合計は469,260千円でございます。

前年度と比較いたしまして、収益では3,350千円、0.6%の減、費用では21,030千円、4.3%の減となっております。

次に、7ページをごらんください。

損益計算につきましては、中段下ほどにあります経常利益は56,360千円となり、下段にあります特別損失750千円を差し引いた当年度純利益は55,610千円となります。

前年度繰越利益剰余金はございませんが、前年度に積み立てた減債積立金等を取り崩し、未処分利益剰余金変動額39,140千円が発生し、当年度未処分利益剰余金は全体として94,750千円となります。

9ページをごらんください。

この剰余金の処分案が、平成30年度みやま市水道事業剰余金処分計算書案でございます。

中ほどにあります減債積立金に55,610千円、企業債償還のため取り崩して発生した分と補助金の消費税相当額を振りかえた分を合わせた39,140千円を資本金への組み入れに予定しております。

減債積立金につきましては、次年度以降の企業債償還金の補填財源に充てるものでございます。

次に、3ページ、4ページをごらんください。

資本的収入及び支出につきましては、消費税込みの金額で、4ページ左上の収入決算額117,530千円、同ページの下段にあります支出決算額336,490千円でございます。

収支不足額218,950千円につきましては、3、4ページの最下段に記載しておりますように、減債積立金、損益勘定留保資金等で補填しており、資金不足は生じておりません。

最終29ページに補填財源明細書を掲載しております。右下の年度末残高は728,180千円となっております。

今後とも経費節減等、企業努力を重ねながら事業を推進し、清浄な水の安定供給に努めてまいります。

なお、監査委員から綿密な審査をいただき、お手元に差し上げておりますような意見書を

いただいている次第でございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決及び認定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（瀬口 健君）

ここで監査委員の審査意見を求めます。平井監査委員。

○監査委員（平井常雄君）（登壇）

それでは、決算審査意見を申し上げます。

今回の決算審査の対象は、平成30年度みやま市水道事業会計歳入歳出決算でございます。

審査は令和元年6月21日に実施し、決算書及び附属資料を中心に行いました。

決算状況といたしましては、収益的収支については、収益的収入が562,664,061円、収益的支出が488,587,940円で、差引額は74,076,121円となっております。

資本的収支につきましては、資本的収入が117,539,192円、資本的支出が336,495,764円で、収支差し引き218,956,572円の不足額につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、減債積立金、損益勘定留保資金をもって補填をされております。

企業債の状況につきまして、平成30年度に50,000千円の発行、いわゆる借り入れがなされておりますが、84,770千円の償還がなされておるわけでございます。ということで、本年度末現在の残高は対前年度比34,770千円の減少で、1,399,270千円となっております。

以上が平成30年度の決算規模でございますが、決算の概要につきましては、お手元に配付されております決算審査意見書に記載をいたしておりますので、御高覧をいただきたいと思います。

今回の審査におきましては、本年度も黒字決算であり、特段の指摘事項等はありませんが、地方公営企業は独立採算による経営を求められることを念頭に置き、今後も経費節減等を図り、安定経営の推進と水道行政の充実及び水道事業の健全化のため、なお一層の努力と研さんを望むものでございます。

以上で決算審査意見の報告を終わります。

○議長（瀬口 健君）

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬口 健君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております認定第1号は産業建設常任委員会に付託することにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬口 健君）

異議なしと認めます。よって、認定第1号は産業建設常任委員会に付託することに決定をいたしました。

日程第10 議案第42号

○議長（瀬口 健君）

日程第10. 議案第42号 みやま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、提案理由の説明を求めます。西山総務部長。

○総務部長（西山俊英君）（登壇）

皆様、改めましてこんにちは。議案第42号 みやま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、地方公務員法及び地方自治法の一部改正により導入される会計年度任用職員制度におきまして、臨時・非常勤職員の適正な任用・勤務条件を確保することが求められておりますことから、当該職員に関する給与その他の給付に関し必要な事項を定めるため、本条例を新たに制定するものでございます。

主な内容といたしましては、新たに創設されたフルタイム会計年度任用職員の給与等及びパートタイム会計年度任用職員の報酬等の規定に加え、通勤手当や期末手当等の支給についても新たに規定するものであります。

なお、会計年度任用職員制度の運用につきましては、国の法律施行にあわせ、来年4月1日からの施行といたしております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（瀬口 健君）

質疑を行います。質疑はございませんか。11番壇康夫君。

○11番（壇 康夫君）

今の説明の中で、フルタイムの任用職員に等級別の給料とございますか、級があって、そこ

に別表で定めるとあるんですけど、別表のほうで1級と2級があって、2級のほうは困難な業務を行う職員だと、この困難な業務というのはどこを指すのか、1級と2級の違いを教えてください。

○議長（瀬口 健君）

梶嶋総務課長。

○総務課長（梶嶋晋治君）

別表2のほうに定めております会計年度任用職員の職務の級でございますけれども、まず会計年度任用職員の一般的な職務としましては、典型的あるいは補助的な業務ということで考えております。

現在、総務省のほうから会計年度任用職員に対する給与水準について来ておりますけれども、常勤職員の初号級を基本とするということで総務省のほうから見解が示されているところでございます。そのため、通常の会計年度任用職員のほうは1級ということで格付をしたいというふうに考えておるところでございます。

次に、2級の困難な業務についてでございますけれども、同じ会計年度任用職員の中でも相当の資格や業務の中で相当の経験を有する者が必要となっておりまして、そういった困難な業務、それから資格等を有する業務につきましては困難な業務と位置づけまして、2級格付を今考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（瀬口 健君）

11番壇康夫君。

○11番（壇 康夫君）

大枠はわかりますけど、資格や経験を持っている業務、俗に言うその職種はどこのどういう職種をいうのか、具体的なあれがわかれば教えてください。

○議長（瀬口 健君）

梶嶋総務課長。

○総務課長（梶嶋晋治君）

まだ具体的にどういった職場をどの級に配置するというのは、詳細なところはまだ詰めておらないところでございますけれども、例えば、介護保険のケアプランをつくる資格であったりとか……（「ケアマネということ」と呼ぶ者あり）そういった資格を持ってあったりと

か、いろんな相談を受ける業務であったりする場合は、それぞれの業務経験の中で培われた経験がございますので、そういった相談業務を受けられる方については相当の経験を有するというところで今考えているところでございます。

○議長（瀬口 健君）

ほかにございませんか。9番上津原博君。

○9番（上津原 博君）

会計年度任用職員についてでございますが、先ほど課長のほうから総務省からの通達と言われましたけれども、私が聞き及んでいる中でいけば、職の再設定、これが重要であるというようなことが言われていたのではないかなというふうに思っております。

現在、臨時、非常勤の方なしには、みやま市の各職場、事業が進んでいかないというのも片や現実味があるのではないかなというふうに思っております。やはりこういった方たち、現在の方たちの分についても今後課題があるというふうに思いますけれども、これは先ほど部長のほうから来年の4月1日からということでもありますけれども、改めての募集という分もあるというふうに思います。職の再設定をする中で、今まで臨時、非常勤の方に担っていただいていた分が、どうしても正規で担っていったほうが良いというような判断が職の再設定をする中で出てきたのか、それを今後、その分の対応について、私自身思いますのは、やはり今まで臨調行革という言葉がひとり歩きしながら、全国的に公務員の人員削減というのが柱になってきたのではないかなというふうに思っております。こういった分の負の遺産として各地方の中でいろんな職種、煩雑する業務がそういった方々に頼らざるを得なくなった、これは今、国が進めている、いわゆる総務省がこういったことをやりなさいと言っている分についても、これは国が今まで進めてきた破綻であると、これを今地方に押しつけてきているのではないかなというふうに思っております。しかし、これをどうしても遂行せないけないという分であるというふうに思いますので、この職の再設定をする中で、あるいは人員増を必要という中にいけば、やはり国がこれをやれということであれば、国に対してこの財政負担含めて要望もしなくてはならないというふうに思いますけれども、そこら辺について若干お伺いしたいと思いますが。

○議長（瀬口 健君）

西山総務部長。

○総務部長（西山俊英君）

お答えいたします。

今、上津原議員さんがおっしゃった臨時、非常勤の職員さんたちの処遇につきましては、私も地方公務員法という法律、また地方自治法という法律の中のはざまにおられた方々かなというふうに思います。身分的な保障がなかなかできていなかった経緯もそこにあるかなというふうに考えております。

実情を申し上げますと、本市には今度、会計年度任用職員に任用される職員さんたちが約200名程度いらっしゃるかなというふうに思っているわけでございます。それで、職の設定に当たりましては、法律で決まっておる、今、嘱託職員または臨時職員、一般職の非常勤職員、そういった職員に該当される方々を会計年度任用職員という形で設定をしたいというふうに考えておるところです。

それで、財源的には約40,000千円から50,000千円ぐらい手当がつきますし、期末手当もつくというふうな中で出てまいります。地方の6団体もそうですし、福岡県の市長会、それと九州市長会、そういったところからも財政措置をきちんと行ってくれというふうな要望は掲げているところでございます。総務省のほうからは交付税の中にその財源を地方財政措置としてできないかというふうなことは聞いておりますが、まだ具体的には示されていないのが現状でございます。

それと、あと衆・参議院の総務委員会の附帯決議の中で、やはり制度が変わることによって身分や待遇が落ちないようにというふうな附帯決議は出ているところでございますので、その趣旨は理解しながら、制度設計に努めてまいりたいと思いますので、どうぞ御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（瀬口 健君）

9番上津原博君。

○9番（上津原 博君）

この条例をつくることによって、ちょっと私、懸念する分は、現状、臨時、非常勤の方の賃金がこれの移行によって現在の生活水準が落ちないように移行をぜひともお願いしたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

○議長（瀬口 健君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬口 健君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第42号は、総務常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬口 健君）

異議なしと認めます。よって、議案第42号は総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第11 議案第43号

○議長（瀬口 健君）

日程第11. 議案第43号 みやま市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を求めます。築地原市民部長兼市民課長。

○市民部長兼市民課長（築地原良太君）（登壇）

改めましてこんにちは。議案第43号 みやま市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令が平成31年4月17日に公布されたことに伴い、印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正され、令和元年11月5日から施行されることから、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容としましては、社会において旧姓を使用しながら活動する女性が増加している中、女性活躍推進の観点から、住民基本台帳において旧姓を表記する手続を行われた方につきまして、現行の印鑑証明書様式の氏名の欄の、氏の下段に、括弧書きで旧姓を表記するよう改正を行うものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（瀬口 健君）

質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬口 健君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第43号は、総務常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬口 健君）

異議なしと認めます。よって、議案第43号は総務常任委員会に付託することに決定しました。

日程第12 議案第44号

○議長（瀬口 健君）

日程第12. 議案第44号 みやま市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を求めます。松尾保健福祉部長。

○保健福祉部長（松尾 博君）（登壇）

改めましてこんにちは。それでは、議案第44号 みやま市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容としましては、災害援護資金に係る償還金の支払い猶予の明確化、及び償還免除の対象範囲の拡大や、免除等に関して市町村に資産・収入を調査する権限の付与などでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（瀬口 健君）

質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬口 健君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第44号は、文教厚生常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬口 健君）

異議なしと認めます。よって、議案第44号は文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

日程第13 議案第45号

○議長（瀬口 健君）

日程第13. 議案第45号 みやま市戸別浄化槽整備条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を求めます。富重建設都市部長。

○建設都市部長（富重巧齊君）（登壇）

皆さんこんにちは。議案第45号 みやま市戸別浄化槽整備条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、戸別浄化槽使用料について一定条件のもと使用料を減額し、また、希望者に対し浄化槽の譲渡を行うため所要の改正を行うものでございます。

改正の内容としましては、建物用途が一般住宅、かつ浄化槽用途が一般家庭用の6人槽以上の浄化槽において、使用者が75歳以上の1名または2名での使用の場合、現行の使用料から500円減じた額を使用料月額とするものでございます。

また、市町村設置型浄化槽及び寄附採納により市が維持管理を行っている浄化槽につきまして、設置使用後10年を経過した後のものを翌年度以降に譲渡できるよう改正するものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（瀬口 健君）

質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬口 健君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第45号は、産業建設常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬口 健君）

異議なしと認めます。よって、議案第45号は産業建設常任委員会に付託することに決定を

いたしました。

日程第14 議案第46号

○議長（瀬口 健君）

日程第14. 議案第46号 みやま市消防手数料条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を求めます。北嶋消防長。

○消防長（北嶋俊治君）（登壇）

改めまして皆さんこんにちは。議案第46号 みやま市消防手数料条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されましたことにあわせ、条例を改正するものでございます。

改正内容につきましては、危険物施設の貯蔵所の設置許可申請に係る審査等手数料について、政令に基づき、その額の一部を改めるものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（瀬口 健君）

質疑を行います。質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬口 健君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第46号は、総務常任委員会に付託することにしたいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬口 健君）

異議なしと認めます。よって、議案第46号は総務常任委員会に付託することに決定しました。

日程第15 議案第47号

○議長（瀬口 健君）

日程第15. 議案第47号 みやま市消防団に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を求めます。北嶋消防長。

○消防長（北嶋俊治君）（登壇）

議案第47号 みやま市消防団に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るため、関係法律の整備に関する法律が令和元年6月7日に成立し、同月14日に公布されたことに伴い、成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る所要の改正を行うため、条例を改正するものでございます。

改正内容につきましては、成年被後見人等は消防団員となることができないとする規定の削除及びその他所要の規定を改めるものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（瀬口 健君）

質疑を行います。質疑ございませんか。6番末吉達二郎君。

○6番（末吉達二郎君）

簡単に終わります。

この新しい欠格条項で現団員の中で欠格にかかる人が出てくるんですか。

○議長（瀬口 健君）

北嶋消防長。

○消防長（北嶋俊治君）

末吉議員の御質問にお答えさせていただきます。

結論として現在のところ、その条項にかかる方はいらっしゃいません。

以上でございます。

○議長（瀬口 健君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬口 健君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第47号は、総務常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬口 健君）

異議なしと認めます。よって、議案第47号は総務常任委員会に付託することに決定をいたしました。

日程第16 議案第48号

○議長（瀬口 健君）

日程第16. 議案第48号 令和元年度みやま市一般会計補正予算（第4号）について、提案理由の説明を求めます。木村財政課長。

○財政課長（木村勝幸君）（登壇）

改めまして皆様こんにちは。議案第48号 令和元年度みやま市一般会計補正予算（第4号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

令和元年度みやま市一般会計補正予算（第4号）は、歳入歳出予算にそれぞれ81,230千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ18,808,189千円といたしております。

まず、予算書4ページ、第2表 債務負担行為補正は、学校ネットワークシステムセンターサーバー使用料及び下庄小学校のスクールバス運行委託料について、来年度以降の債務を負担するため追加いたしております。

続きまして、5ページ、第3表 地方債補正は、臨時財政対策債の限度額を変更いたしております。

続きまして、歳入予算の主なものについて御説明いたします。予算書8ページからでございます。

14款. 国庫支出金、2項1目. 総務費国庫補助金は、マイナンバーカードの普及促進のための事務費交付金924千円を、2目. 民生費国庫補助金は、高齢者施設の防犯・安全対策強化のための地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金577千円のほか、10月からの幼児教育・保育無償化のための円滑化事業費補助金、未婚の児童扶養手当受給者に対します臨時・特別給付金事業費補助金等を計上いたしております。

続きまして9ページ、15款. 県支出金、2項4目. 農林水産業費県補助金は、認定農家等の収益向上を図るための施設整備に対し助成する、活力ある高収益型園芸産地育成事業費補助金30,525千円、農業の国際競争力強化に向けた産地の取り組みを支援する、産地パワーアップ事業費補助金24,090千円を計上いたしております。

続きまして、10ページ、19款。繰越金は、一般財源の額を調整し計上いたしております。

また、11ページ、21款。市債は、臨時財政対策債1,774千円を追加いたしております。

続いて、歳出予算につきまして御説明いたします。予算書12ページからでございます。

まず、2款。総務費、1項1目。一般管理費は、職員等の職務上の行為に係る損害賠償請求訴訟に係る弁護士費用の負担に関する規則に基づき、支払われました弁護士費用補助金351千円を計上いたしております。

続いて、13ページ、2款3項1目。戸籍住民基本台帳費は、マイナンバーカードのさらなる普及促進を図るため、市民課窓口に臨時職員を配置し、申請の支援等を行うための賃金924千円を計上いたしております。

次に、14ページ、3款。民生費、1項3目。老人福祉費は、高齢者施設の防犯・安全対策強化のためのブロック塀の改修に対します補助金865千円を追加いたしております。

続いて、15ページ、3款2項1目。児童福祉総務費は、下庄放課後児童クラブの施設増築にかかる設計委託料5,800千円を計上いたしております。

2目。児童措置費は、10月から始まります幼児教育・保育の無償化を円滑に進めるための臨時職員の配置等の経費1,038千円を、また消費税引き上げに伴う子供の貧困に対応するため、未婚の児童扶養手当受給者に対し交付されます臨時・特別交付金875千円を計上いたしております。

次に、16ページ、3款3項1目。生活保護総務費は、生活保護世帯への大学等進学準備給付金の創設に伴い、マイナンバー情報連携に対応するためのシステム改修費737千円を追加いたしております。

続いて、17ページ、6款。農林水産業費、1項3目。農業振興費は、ナス、セルリーのビニールハウス整備や、ミカン、アスパラガスの防除用機械整備などを行う生産者組合等8件への活力ある高収益型園芸産地育成事業費補助金30,525千円を追加いたしております。

また、農業の国際競争力の強化を図るため、地域の営農戦略に基づく産地の高収益化などの取り組みを総合的に支援する、産地パワーアップ事業費補助金26,431千円を計上いたしております。イチゴやアスパラガスの収益力を高めるため、JAのイチゴ梱包ラインの整備や認定農業者の耐候性ハウス整備など3件に対し助成をするものでございます。

さらに、7目。土地基盤整備費は、三池干拓高田地区の用排水路のり面の保護整備を行う農村地域防災減災事業に対する県営事業負担金4,500千円を追加いたしております。

次に、18ページ、10款．教育費、1項2目．事務局費は、各小・中学校の学校業務システムについて、センターサーバー化によるネットワークを構築し、システムの一括管理やセキュリティ強化、学校内W i - F i 導入に向けた基盤整備を行うためのシステム構築等委託料3,166千円を計上いたしております。

続いて、19ページ、10款4項2目．公民館費は、消費税引き上げ前の駆け込み等によります類似公民館建設費補助金に予算不足が生じるため、3,000千円を追加補正するものでございます。

また、地区公民館等9カ所に新たにA E Dを整備するため3,018千円を追加いたしております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（瀬口 健君）

ただいま議題となっております議案第48号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬口 健君）

異議なしと認めます。よって、議案第48号は委員会付託を省略することに決定しました。

日程第17 議案第49号

○議長（瀬口 健君）

日程第17．議案第49号 令和元年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の御説明を求めます。木村財政課長。

○財政課長（木村勝幸君）（登壇）

それでは、議案第49号 令和元年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

令和元年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、介護保険事業勘定の歳入歳出予算にそれぞれ75,453千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,114,178千円といたしております。

まず、歳入予算でございますが、6ページの8款．繰越金75,453千円は、財源を調整し計上いたしております。

次に、歳出でございますが、7ページの7款. 諸支出金、1項2目. 償還金は、介護給付費等事業費及び地域支援事業費の前年度精算による国、県、支払基金への返還金75,453千円を計上いたしております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（瀬口 健君）

ただいま議題となっております議案第49号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬口 健君）

異議なしと認めます。よって、議案第49号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会をいたします。

なお、次の本会議は9月11日となっておりますので、御承知おきを願いたします。

午後0時10分 散会